

出張

平成28年度NPO法人基盤強化事業

法人事務所に直接お伺いして事務局業務の診断をします。

NPO 法人事務局検診のご案内



平成28年4月1日、「岡山市協働のまちづくり条例」が全面改正され施行しました。岡山市には300を超えるNPO法人があり、社会課題解決をミッションとするNPO法人に対して、公的サービスの担い手として、行政や企業や地域団体等の協働のパートナーとしての期待が高まっています。

しかし、一方で、NPO法が制定され17年が経過し、解散や休眠状態になっている法人も少なくなく、また各種行政機関への提出書類の不備などの声も聞かれます。また全国では残念ながら行政からの委託や補助事業での違反行為などで処罰され、新聞報道されるNPO法人もあります。

岡山市協働のまちづくり条例第6条第2項では、協働の担い手となる団体の育成及び活動基盤の強化支援が規定されました。そこで、主に設立後間もないNPO法人を対象に、活動の基盤となる事務局機能の強化をはかるため、事務局検診をスタートします。安定的・継続的に事業が実施できるよう、法人の組織・財政・事業の概要を確認し、その要となる事務局の活動の課題を整理し、各法人が自ら対策をたてていくことができるよう支援するものです。

✦ 検診内容のご紹介 ✦

本検診は、NPO法人の事務が適切に行われているかどうかを確認する第一歩です。

検診の種類	内容	検査項目例	対象
NPO 法人 1年目 検診	活動を始めたばかりで、NPOについてわからないこと、不安なことはありませんか？ 事務経験豊富なアドバイザーが検診とともにご説明します。	・関係機関への届出を完了しているか。 ・認証後の設立登記を完了しているか。 ・内部諸規定は整備されているか。 ・帳票は作成されているか。 ・事業報告書は記載できているか。 ・各種会計書類は記載できているか。	法人設立(所轄庁の認証を受けて)から 1事業年度以内の法人
NPO 法人 3年目 検診	「うちの団体はこのやり方で大丈夫なの？」そんな不安はありませんか？再確認の機会に、NPOが行うべき事務をご説明致します。	・年度毎に適切な報告、登記が行われているか。 ・日常の会計が適切に行われているか。 ・正しく記載できているか。 ・各種届出は正確に行われているか。	法人設立(所轄庁の認証を受けて)から 2事業年度以上～3事業年度以内の法人
一般検診	「今さら聞けない」事務手続きの再確認に完全対応します。	・相談したい内容を申込書に具体的に記載してください。	設立後4事業年度以降の法人

✦ いづれも無料です。今年度は20法人限定となります。希望が多い場合は設立後間もない法人を優先させていただきます。

- ✦ **検診方法**
- ①事務局に法人診断アドバイザーを派遣し、ヒアリング、諸帳簿の確認を行います。2時間程度必要です。
 - ②診断チェックリストを作成し、自己診断とヒアリングを行います。
 - ③改善点や強化点を提案し、協議の上強化自己目標を設定します。
 - ④2～3か月後に再度事務局に行き、改善状況を確認します。

✦ 裏面申込書により9月9日(金)までにお申し込みください。